

平成 26 年 3 月 20 日

株主の皆様へ

会 社 名 ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 嶋田 秀子  
(銘柄コード：2189)  
問 合 せ 先 取締役 告野 充  
電 話 03-5365-3201

(訂正) 「第 8 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 26 年 3 月 12 日に株主の皆様へ送付いたしました当社「第 8 回定時株主総会招集ご通知」につきまして、記載事項の一部に変更が生じたので、当社ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 修正箇所 (修正箇所には下線で表示しております)

(株主総会参考書類 18 頁、及び 24 頁)

第 2 号議案 新設分割計画承認の件

2. 新設分割計画の内容の概要

3. 会社法施行規則第 205 条各号に掲げる事項の内容の概要

2. 修正内容

<修正前>

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書 (写)

ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社 (平成 26 年 4 月 1 日付で「バディーグループ株式会社」に商号変更予定。以下「当社」という。) は、新設分割の方法によって新たに設立する会社 (ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社。以下「新会社」という。) に、当社が当社の事業のうち平成 26 年 1 月 1 日以降、新たに開始した事業 (平成 26 年 1 月 6 日に事業譲受により取得した事業を含む) を除く全ての事業に関して有する一切の資産負債及び権利義務を承継させること (以下「本件会社分割」という。) に関し、次のとおり分割計画 (以下「本計画」という。) を作成する。

第 5 条 (新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立の日における資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 資本金      | 金 50 百万円   |
| (2) 資本準備金    | 金 50 百万円   |
| (3) その他資本剰余金 | 会社計算規則第 49 条第 1 項に定める株主資本等変動額から前 2 号に定める資本金および資本準備金の合計額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金    | 金 0 円  |
| (5) その他利益剰余金 | 金 0 円  |

### 3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (2) 新会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

新会社の資本金及び準備金の額につきましては、承継される権利義務の内容、新会社の事業内容及び事業規模に応じ、相当と認められる資本金を50百万円とし、準備金は50百万円といたしました。

<修正後>

### 2. 新設分割計画の内容の概要

#### 新設分割計画書（写）

ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社（平成26年4月1日付で「バディーグループ株式会社」に商号変更予定。以下「当社」という。）は、新設分割の方法によって新たに設立する会社（ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社。以下「新会社」という。）に、当社が当社の事業のうち下記の事業を除く全ての事業に関して有する一切の資産負債及び権利義務を承継させること（以下「本件会社分割」という。）に関し、次のとおり分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 記

<u>トラスト部門</u>	<u>不動産の売買・仲介・管理</u>
<u>コンサルティングサービス部門</u>	<u>経営戦略、ホテルマネジメント、ホテルオペレーション、人材育成、従業員モチベーション等のコンサルティング・教育・セミナー・講演</u>
<u>コンテンツサービス部門</u>	<u>ホテルサービス（衣・食・住・学び）の特化サービス</u> <u>※平成26年1月1日以降、新たに開始した事業（平成26年1月6日に事業譲受により取得した事業を含む）を含む</u>

#### 第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 資本金      | <u>金1百万円</u>   |
| (2) 資本準備金    | <u>金0円</u>   |
| (3) その他資本剰余金 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前2号に定める資本金および資本準備金の合計額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金    | 金0円  |
| (5) その他利益剰余金 | 金0円  |

### 3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (2) 新会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

新会社の資本金及び準備金の額につきましては、承継される権利義務の内容、新会社の事業内容及び事業規模に応じ、相当と認められる資本金を1百万円といたしました。

### 3. 修正理由

記載の表現をよりわかりやすくする為、及び平成 26 年 3 月 18 日に発表いたしました特別損失の計上に伴い修正するものです。

以 上